

千曲小学校 P T A 会則

第1章 総 則

第1条 本会は、千曲小学校 P T A といい、事務局を千曲小学校におく。

第2条 本会は、本校に在籍する児童の保護者および本校に勤務する学校職員ならびにこの会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第3条 本会は、家庭と学校と緊密な関係のもとに協力して児童の福祉を増進し教育の向上進展を図ると共に、会員の教養と親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するための民主団体であって、他の団体の支配や制約干渉は受けない。

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校教育振興の事業
- (2) 学校教育についての研究
- (3) その他必要と認める事業

第6条 本会は、前条の事業を円滑に行うために次の組織をおく。

- (1) 理事会 (2) 学級 P T A
- (3) 支部 P T A (4) 専門部

第2章 役 員

第7条 本会は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 各支部長、学級会長、専門部長、学校職員 1名
- (4) 専門部員 必要数
- (5) 監事 2名
- (6) 幹事 若干名
- (7) 特別役員 1名 (学校長)

第8条 役員の任務を次のように定める。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその代理をする。
- (3) 理事は、理事会において会員の意向をして会の運営を審議決定する。
- (4) 専門部員は、専門部会を組織し部の事業を遂行する。
- (5) 監事は、会計を監査し総会に報告する。
- (6) 幹事は、本会の事務局の任にあたる。
- (7) 特別役員は、会長と共に会務の計画運営にあたる。

第9条 役員の選出は、次のようにする。

- (1) 会長、副会長は理事会で選考し、総会において決定する。
- (2) 会長は、児童の保護者より選出する。
- (3) 副会長は、児童の保護者より 2名 および教頭とする。
- (4) 専門部員は、各支部、各学級より選出された者および担当の学校職員若干名とする。
- (5) 専門部の正副部長は、部員からの互選とし、部長 1名、副部長若干名とする。
- (6) 監事は、理事会において選出する。
- (7) 幹事は、会長の委嘱とする。

第10条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

役員に欠員のできた場合は、すみやかに補充し任期は前任者の残りの期間とする。

第3章 学級P T A

第11条 本会は、各学級ごとに学級P T Aを設け、学級P T A会員の方針に則って学級担任と共に専ら当該学級の児童の生活指導、学習、保健等の事項について協議する。

第12条 学級P T Aは、本会と密接な連絡をとる。

第13条 学級P T Aは、同和教育に関する研究・研修等の研鑽に努める。
なお、外部への研修等へは、主に学級P T A会長が参加する。

第4章 支部P T A

第14条 本会は、次の支部P T Aを設ける。

宮沢、大杭、久保、上の平、西浦、大久保、鶴久保、御牧ヶ原、諏訪山、氷、城下

第15条 支部P T Aは、本会の方針に則って児童の校外生活指導および会員の教養を高めるための事業にあたるものとする。

第16条 支部P T Aは、本会と密接な連絡をとる。

第5章 専門部

第17条 本会は、本会の目的を積極的に遂行するために次の専門部を設け、事業の推進をする。

(1) 教養部 (2) 校外指導部 (3) 施設部

第18条 各部および会で企画立案された事項は、理事会の承認を得た上で実施に移される。

第6章 会議

第19条 総会は、毎年4月に定期総会を会長の召集で開催する。必要のあるときは理事会の決議により、臨時総会を開くことができる。

2 総会の議長は、会員の中から選出する。

第20条 理事会は、必要に応じ会長が召集する。なお、必要あるときは理事の過半数の賛同により開催することができる。

2 理事会は、会長、副会長、理事および特別役員で構成する。
3 理事会の議事進行は、副会長がこの任にあたる。
4 議決議案に関して、可否同数の場合は会長の決するところによる。

第21条 専門部会は、必要に応じて部長が召集する。

第22条 支部P T Aは、必要に応じ支部長が召集する。

第23条 学級P T Aは、必要に応じ学級会長が召集する。

第24条 支部長会は、必要に応じ支部長会長が召集する。

第25条 学級会長会は、必要に応じ学級会長会長が招集する。

第7章 会計

第26条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあたる。

- 2 本会の会費は、4月に一括で納める事を原則とする。
- 3 会費の改定は、理事会で審議決定し、総会において承認をえる。
- 4 年度途中での脱退における会費の返金は、しないものいとする。
- 5 予算不足の場合は、理事会の承認をえて、臨時徴収する事が出来る。

この場合は、次の総会において承認をえる。

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第8章 事務局

第28条 本会の事務局は、次の任にあたる。

- (1) 本会の、経費の管理および執行に関すること。
- (2) 本会の、事務に関すること。

第29条 本会は、次の帳簿を備え、事務局において管理保管する。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 会議録
- (5) 会費の金銭出納簿

第9章 補則

第30条 本会の会則を変更するときは、総会の決議による。

但し、緊急の場合は理事会で決議することができる。この場合は、次の総会において承認をえる。

第31条 前会長を顧問とし、必要あるときは相談をかける。

第32条 本会は、慶弔規定を別に定める。

付則

この規約は、平成9年4月19日から実施する。

〈改訂履歴〉

制定	昭和	年	月	日
改訂	昭和48年	4月	14	日
改訂	昭和59年	4月		日
改訂	平成7年	4月		日
改訂	平成9年	4月	19	日
改訂	平成12年	4月	21	日
改訂	平成17年	4月	28	日
改訂	令和3年	4月	16	日
改訂	令和4年	4月	15	日